

姫路市多様な働き方推進支援事業補助金(職場環境整備型)

1. 事業の概要

ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内中小企業が、女性・高齢者等の職域拡大や、職場におけるコミュニケーションの活性化を目的として職場の環境整備を実施した場合に補助金を支給します。

当事業は、ひょうご仕事と生活センターが兵庫県からの委託を受けて実施している「多様な働き方推進支援助成金(働き方改革助成コース・環境整備型)」(以下、「ひょうご仕事と生活センター助成金」という。)の上乗せ助成として実施します。

2. 対象事業者

■ 「ひょうご仕事と生活センター助成金」の支給決定を受け、助成金の交付を受ける事業者

「ひょうご仕事と生活センター助成金」の対象事業者

- ・「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言要綱」に基づき、仕事と生活の調和の推進に取り組むことを宣言し、登録された企業であること。
- ・兵庫県内に事業所を有し、本助成金の支給申請書提出時、常時雇用する労働者が300人以下であること。
- ・雇用保険の適用事業主であること。
- ・過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと。
- ・過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていないこと。
- ・風営法に規定する性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと。
- ・国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でないこと。
- ・暴力団又はその統制下の団体でないこと。
- ・県税の滞納がないこと
- ・当該申請年度において、本助成金の受給は、同一事業主において働き方改革助成コース・テレワーク導入型との合計で2件以内かつ200万円以内であること。

■ 宗教活動または政治活動に関する事業でないこと。

■ 市税の滞納がないこと。

3. 対象事業

対象事業者が姫路市内の事業所において「ひょうご仕事と生活センター助成金」の支給対象となる次の整備工事

- ①女性等の職域拡大を目的とした専用施設整備工事(専用トイレ、更衣室(兼休憩室)、シャワー室の整備等)
- ②事業所内託児スペースの整備
- ③高齢者・女性の職域拡大を目的とした安全対策工事等(手すり設置、段差の改善等)
- ④職場コミュニケーション活性化を目的とした休憩室の整備(休憩室整備工事費用等)

4. 補助金額

- ・対象経費の4分の1(上限100万円)
- ・対象経費(税抜き)に助成率(4分の1)を乗じて補助金額を算出
- ・算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は切り捨て
補助のイメージ(対象経費が400万円までの場合)

ひょうご仕事と生活センター補助(1/2)	市補助(1/4)	事業者負担(1/4)
----------------------	----------	------------

5. 申請書類受付期間

- ・令和7年4月1日から令和8年2月末(到着分まで)
- ・申請年度末(3月31日)までに実績報告を提出できる事業が対象
- ・予算の範囲内で交付するため、期間内に申請受付を終了する場合あり。

担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 観光経済局商工労働部労働政策課

TEL 079-221-2094

FAX 079-221-2508

Web <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030444.html>